

われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。



発行所 〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 岡山県遺族連盟  
電話代表 086-271-7175  
FAX 086-271-4815  
郵便振替 岡山01230-9-3532  
発行責任者 岸本清美  
編集責任者 豊島始男  
印刷所 西尾総合印刷株式会社  
定価(郵税共) 年額1,200円  
ホームページ http://izoku-okayama.jp/



第3回理事会 (3月23日: 県連盟大会議室)

# 総理の靖國参拝定着、特別弔慰金の継続 孫・曾孫の組織化や県連盟財政改善など 平成26年度活動方針・事業計画を策定

岡山県遺族連盟

岡山県遺族連盟は三月二十三日に第三回理事会、同月二十九日に第二回評議員会をそれぞれ岡山市中区奥市の県遺族連盟大会議室で開催し、平成二十六年活動方針・事業計画案並びに同予算案を審議、決定した。

業計画及び予算の策定にあたっては、三月八日に県連盟役員並びに各市郡遺族連合会事務担当者合同研修会を開催し、当面する遺族諸問題として①戦没者の孫・曾孫の実態調査及び組織化、②県連盟財政問題特別委員会の答申(本紙一月号に答申

書掲載)、③今後の遺族運動など、各役員等から諸課題に対する意見・提案を提出願ひ、計画策定の参考とした。

## 平成26年度岡山県遺族連盟活動方針・事業計画

安倍内閣総理大臣は、政権発足から一年を迎えた昨年十二月二十六日に靖國神社へ参拝し、社に鎮まるご英霊に「平和への誓い」を奉告された。内外からの不当な圧力に屈せず、信念を貫いて堂々と参拝された安倍総理に深く感謝するところ

活動方針では、来年に最終償還を迎える特別弔慰金の継続・増額運動に全力を傾注することは勿論のこと、総理の靖國参拝定着に向けての運動方法の再検討、護國神社参拝の推進や忠魂碑の護持運動の強化、孫・曾孫の組織化のための実態調査など、英霊顕彰問題や組織強化への意識向上を図るべく、早急に具体策を検討し問題解決にあたることとした。

また、財政基盤の中心である幸町会館の運営については、引き続き財政問題特別委員会で調査、検討することとなった。決定された活動方針・事業計画は次のとおり。

### 活動方針

一、英霊顕彰運動の推進  
今日の我が国の平和と自由が、先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊厳の上に築かれていくことに思いを致し、国家、国民は戦没者に尊崇と感謝を捧げることが決して忘れてはならない。

我が国の戦没者慰霊追悼の中心である靖國神社へ、内閣総理大臣が国家・国民を代表して参拝することは極めて当然のことであり、独立国家の基本である。

靖國神社に参拝を行わなかったことを「痛恨の極み」と表明していた安倍総理は、第二次内閣発足から一年を迎えた昨年十二月二十六日、内外からの不当な圧力に屈せず、信念を貫いて靖國神社に参拝し、「平和への誓い」

を社に鎮まるご英霊に奉告した。今後とも総理に対する内外からの圧力が続くことが予想されるが、総理の参拝定着化を推進するため、参拝の要請と支援体制を強化すると共に、参拝の環境づくりに努めなければならない。

また、新たな国立追悼施設建設構想は、ご英霊との約束を蔑ろにし、戦没者遺族の心情を逆撫でするものであり、施設建設を断固阻止する。

更に、県知事をはじめ各自治体首長等の護國神社参拝を引き続き要請すると共に、地域においては自治体における慰霊行事への児童・生徒の参列推進など、次代を担う若い世代への啓蒙活動を進める。

### 二、処遇改善運動の推進

戦没者遺族に支給される公務扶助料等は、あくまで国家補償の理念に基づき改善されるよう引き続き要望すると共に、平成二十七年六月に最終償還を迎える「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の継続・増額は組織の存亡をかけた最重要課

題であることから、日本遺族会と連携を密にし、その実現に向けて強力に運動を推進する。

その他、遺族会要望事項の完全実現を図る。

**三、組織の充実強化**

組織の後継者である戦没者遺児は高齢化が著しいが、遺族会の使命である英霊顕彰と戦没者遺族の福祉向上への努力は後退してはならない。

しかし、組織の中核である戦没者の遺児も高齢化は否めないことから、孫・曾孫を中心とした次世代の組織構築に努めなければならない。

組織の継承は、各世代間の英霊顕彰に対する意識に大きな隔たりがあり組織化は簡単なことではないが、未来永劫の英霊顕彰を運動の基本とする遺族会として最善策を模索しなければならない。

そのため、地域で行う各種事業に家族ぐるみで参加する機会をつくるなど、組織加入への環境づくりを推進する。

また、組織の運営には財政の確立が不可欠である。財政基盤の中心である幸町会館の運営や会費

の在り方等、引き続き調査・検討すると共に、各遺族会にあつては会員からの拠金や各自自治体との関係強化等、あらゆる方途を講じて財政の充実を図る。

更には機関紙、ホームページを充実させ、積極的な広報に努める。

**四、戦没者遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の推進**

この事業は、遺児への慰藉を求めて遺族会が国に要望し実現した事業である。しかし、遺児の高齢化に伴う健康問題や家庭の事情などにより、事業への参加を不安視する向きがある。

このため、県下各遺族会の協力を得て、事業参加の意義について啓蒙に努めると共に、機関紙における広報活動並びに地方公共団体広報誌への掲載依頼など一層の周知を図り、参加者の増大に努める。

また、遺骨帰還事業については、政府は平成二十六年から南方諸地域の強化を方針に掲げ、自由民主党も戦後七十五年までを集中実施期間とし

て事業の強化を政府に求めることにしている。遺族会としても事業の重要性に鑑み、会員、更には戦没者の孫・曾孫の積極的な参加を呼びかける。

**事業計画**

**一、英霊顕彰運動の推進**

(1) 総理・閣僚の靖國神社参拝の継続・定着運動の推進

我が国の戦没者慰霊追悼の中心である靖國神社へ、国を代表する総理・閣僚が参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることは当然のことであり、国家存立の基本である。このため、総理・閣僚の靖國神社参拝が継続され定着するよう日本遺族会や関係諸団体との連携を密にして、以下により運動を推進する。

① 県大会等を開催し、地元選出国會議員に靖國神社参拝への理解と協力を引き続き要請すると共に、各遺族会においても議員の帰郷の際に面会し陳情を行う。

② 全国大会への参加など、上京した際に地元

選出国會議員に理解と協力を求める陳情を行う。

③ 戦争責任者の合祀・分祀を含めた問題について研鑽を深め、参拝推進のための運動方法を検討する。

④ 機関紙やホームページを活用して世論喚起に努める。

(2) 国立の戦没者追悼施設新設構想の阻止

現政権からは建設に向けた声は聞こえてこないが、国内マスメディアの一部は新たな施設建設を提起し世論に打って出ており、政権与党内にも建設推進を掲げる勢力が存在する。このため、建設に向けての動きがあった場合、日本遺族会や他団体と連携して断固阻止する。

(3) 先の大戦についての歴史観の確立

① 大戦に至る経緯や東京裁判史観、戦中・戦後の歩み等について研鑽を深め、歴史観の確立に努める。

② 県、各遺族会ともに研修会・勉強会などを開催し、靖國神社問題を

永遠に免れるものではない。

市町村主催による慰霊祭等は、たとえ戦没者遺族の参列が減少しても、戦没者に対する自治体の責務として、更には地域住民が改めて平和希求を誓い合う場として実施することを求めると共に、次代を担う児童・生徒の参列を自治体等に要請する。また、遺族は高齢化が著しいことから、戦没者の孫・曾孫らと共に家族揃って参列するように努める。

更に、護國神社社頭における慰霊祭催行の継続を自治体等に求める。

(6) 県護國神社並びに忠魂碑等の護持

① 県護國神社の護持

遺族の高齢化や英霊顕彰に対する県民意識の希薄化による参拝者の減少など、神社運営は厳しさを増している。このため――

(イ) 神社並びに崇敬者総代会等と連携して、岡山県民の神社であると意識向上のための広報活動を行うと共に、若年層から共感を得られるような企画の検討及び境内の整備など、

参拝環境の充実に努める。

(ロ) 命日祭への参列を促すため、神社及び各遺族会と連携し、案内未着遺族の調査などを検討する。また、主要行事催行の情報発信に努める。

(ハ) 忠魂碑等の護持や清掃作業の際は、孫や曾孫と共に家族揃って参加するように努める。更には、各種団体の代表や地域住民に参

列と奉仕協力を呼びかける。

(イ) 各自治体及び地元議員へ慰霊碑等建立の経緯を説明し、今後の維持・管理についての理解と協力を求める。

(ロ) その他

① 靖國神社、県護國神社の慰霊行事等への奉賛協力。

② 市・町・村・地区等の慰霊行事等への奉賛協力。

③ 旧陸軍墓地慰霊行事に対する奉賛協力。



- ④ 全国戦没者追悼式への遺族代表の派遣。
- ⑤ 戦没者慰霊研修事業の実施。
- ⑥ 外国地域戦跡慰霊巡拝事業並びに「岡山の塔」戦没者追悼式／沖繩戦跡慰霊巡拝の実施。
- ⑦ 沖繩平和祈願慰霊大行進への参加者促進。
- 二、処遇改善運動の推進
- (1) 公務扶助料等の改善

引き下げの議論があるが、戦没者遺族に支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づき支給されるものであることを広く再確認させる努力を続け、引き続き支給の趣旨に則り改善が行われるよう国に働きかける。

② 特別弔慰金の増額

平成二十七年六月に最終償還を迎える特別弔慰金の継続・増額実現は組織の存亡をかけた事案であり、日本遺族会と連携

し、組織の総力を結集して継続・増額実現を図る。また、公務扶助料等受給者が失権した場合、速やかに特別弔慰金が支給されるよう制度の改善を求める。

① 年末の予算編成までの間に開催される日本遺族会主催の女性部研修会、全国戦没者遺族会議並びに大会等に参加し、あわせて国会陳情を行う。

② 岡山県戦没者遺族代表者大会を十一月十五

(土)に開催する。各遺族会においても、各種会合の機会をとらえ自民党所属国会議員に理解と協力を得る陳情運動を行う。

(3) 全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲の拡大並びに式典内容の改善

全国戦没者追悼式の趣旨に鑑み、国費で負担する参列遺族代表の増員や、参列対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大すると共に、戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者も制約なく参列できるように求める。

また、児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど式典内容の改善を要請する。

(4) 諸法規改正事項の普及指導

会議、研修会における指導のほか、機関紙やホームページを活用して諸法規改正事項の周知を図る。

① 組織の充実強化

戦没者の遺児は、組織の中核としての熱意を持ち、会の運営や諸行事の企画等に積極的

② 戦没者の孫・曾孫等の組織化並びにリーダーの育成、更には甥姪を含めた会員の拡大に努める。あわせて組織化を進めるうえでのスケジュール、実態調査の方法や予算等について研究する。

③ 遺族運動に対する理解を深めるため研修会等を開催する。各遺族会においても研修会等を開催し、後継者としての意識向上を図ると共に、研修旅行・靖國神社参拝など各種行事を企画し、孫・曾孫等から家族と一緒に参加するよう努める。

④ 特別弔慰金受給者に特別弔慰金の主旨・運動の経緯を説明して遺族会活動への理解を求めると共に、遺児による慰霊友好親善事業」への参加を促進し、組織加入への環境づくりを努める。

また、特別弔慰金は多くの遺族が対象となることから、簡易なパンフレット等の作成・配布などの相談体制を整える。

(2) 財源の確保

① 財政基盤の中心である幸町会館の周辺環境は、大型店の進出により激変することが予想される。このため、会館管理及び周辺環境・社会状況等を勘案しながら、今後の在り方について引き続き調査・研究する。また、会費の在り方についても検討する。

② 遺族運動に対する行政の理解と支援は欠かせない。厳しい社会状況・財政状況ではあるが、県及び各遺族会ともに引き続き自治体等へ支援を働きかけると共に、会員からの拠出金等あらゆる方途を講じて財政の充実を図る。

(3) 啓蒙活動

遺族運動への理解と意識の向上を得るため、機関紙「いさお新聞」の紙面の充実と購読拡大に努力すると共に、ホームページを活用して、遺族会の活動内容を遺族会員のみなならず、広く一般に伝達する。

また、日本遺族通信の購読拡大に協力する。

(4) 福祉充実に関する事業

① 高齢者福祉事業の推進

(イ) 「敬老の日」を中心に、百歳になられた戦没者遺族の長寿をお祝いすると共に、一人暮らしの戦没者父母並びに妻への慰問を実施する。

(ロ) 各遺族会において一人暮らしの遺族に対するボランティア活動(家庭の訪問、話し相手等)に努める。

(ハ) その他

② 遺族相談に関する業務

四、遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の推進

(1) 遺児の慰霊友好親善事業

戦没者遺児に対する慰霊の一環である慰霊友好親善事業は、亡き父の現地慰霊を通じて、改めて

### 平成26年度遺骨収集帰還事業

## ソ連抑留中死亡者・硫黄島地域

日本遺族会では、厚生労働省主催によるソ連抑留中死亡者及び硫黄島戦没者遺骨収集帰還事業の参加者を募集しています。

参加資格は戦没者の遺児(遺族会会員)及び満十八歳以上の孫・曾孫で身体健康な方です。参加ご希望の方は岡山県遺族連盟へお申し込み下さい。実施期間等は下表のとおり。

◎ソ連遺骨収集帰還

派遣地域	実施予定期間	申込締切	定員
ハバロフスク地方①	7/1~7/16	5月9日	4名
ハバロフスク地方②	7/15~7/30	5月23日	4名
沿海地方	7/15~7/30	5月23日	4名

◎ソ連遺骨収集応急派遣・埋葬地調査

派遣地域	実施予定期間	申込締切	定員
イルクーツク州	6/21~7/8	5月2日	2名
沿海地方	8/26~9/9	6月20日	2名
アムール州	8/30~9/11	6月20日	2名
モルドヴィア共和国	9/30~10/10	7月18日	2名
カザフスタン共和国	11/11~11/20	8月22日	2名

◎硫黄島遺骨収集帰還

遺骨収容	年間14回	一回派遣に6~7名
------	-------	-----------

また、児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど式典内容の改善を要請する。

(4) 諸法規改正事項の普及指導

会議、研修会における指導のほか、機関紙やホームページを活用して諸法規改正事項の周知を図る。

④ 特別弔慰金受給者に特別弔慰金の主旨・運動の経緯を説明して遺族会活動への理解を求めると共に、遺児による慰霊友好親善事業」への参加を促進し、組織加入への環境づくりを努める。

また、特別弔慰金は多くの遺族が対象となることから、簡易なパンフレット等の作成・配布などの相談体制を整える。

(2) 財源の確保

① 財政基盤の中心である幸町会館の周辺環境は、大型店の進出により激変することが予想される。このため、会館管理及び周辺環境・社会状況等を勘案しながら、今後の在り方について引き続き調査・研究する。また、会費の在り方についても検討する。

② 遺族運動に対する行政の理解と支援は欠かせない。厳しい社会状況・財政状況ではあるが、県及び各遺族会ともに引き続き自治体等へ支援を働きかけると共に、会員からの拠出金等あらゆる方途を講じて財政の充実を図る。

(3) 啓蒙活動

遺族運動への理解と意識の向上を得るため、機関紙「いさお新聞」の紙面の充実と購読拡大に努力すると共に、ホームページを活用して、遺族会の活動内容を遺族会員のみなならず、広く一般に伝達する。

また、日本遺族通信の購読拡大に協力する。

(4) 福祉充実に関する事業

① 高齢者福祉事業の推進

(イ) 「敬老の日」を中心に、百歳になられた戦没者遺族の長寿をお祝いすると共に、一人暮らしの戦没者父母並びに妻への慰問を実施する。

(ロ) 各遺族会において一人暮らしの遺族に対するボランティア活動(家庭の訪問、話し相手等)に努める。

(ハ) その他

② 遺族相談に関する業務

四、遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の推進

(1) 遺児の慰霊友好親善事業

戦没者遺児に対する慰霊の一環である慰霊友好親善事業は、亡き父の現地慰霊を通じて、改めて

平和の大切さと英霊顕彰の意味を考える貴重な機会である。

しかし、遺児の高齢化に伴う健康問題や家庭の事情などにより、事業への参加を不安視する向きがあることから、機関紙「いさお新聞」やホームページに参加者の意見・感想文等を掲載するなどして事業参加の意義を訴え、あわせて、地方公共団体の広報誌への掲載依頼を行い、事業の一層の周知を図る。

また、各遺族会においても、会議や研修会等で参加者の体験発表の場を設けるなどして事業への参加を促進する。

(2) 政府主催の戦跡慰霊巡拝・遺骨帰還事業及び日本遺族会主催の戦跡慰霊巡拝事業

機関紙・ホームページでの広報、春秋の慰霊行事の際の啓蒙活動を通じて戦没者の遺児のほか、孫・曾孫に対して事業への積極的な参加を呼びかける。

五、その他

遺族諸問題解決のため関係諸団体との緊密なる連携を図る。

# 平成26年度政府補助事業

## 「遺児による慰霊友好親善事業」参加募集のご案内

### 平成26年度【戦没者遺児による慰霊友好親善事業】実施計画概要

実施地域	実施時期		募集人員	申込締切
	主な訪問予定地			
1 旧満州	平成26年8月4日(月)～8月13日(水) 9泊10日		40人	平成26年6月19日
	A班=ハイラル、チチハル、北安、ハルビン、瀋陽 B班=大連、牡丹江、延吉、北朝鮮(遙拝)、吉林、長春、瀋陽			
2 西部ニューギニア	平成26年8月27日(水)～9月5日(金) 9泊10日		35人	平成26年7月12日
	A班=ジャヤブラ(旧ホーランジャヤ)、ゲニム、ピアク島 B班=ハルマヘラ、マノクワリ			
3 旧ソ連	平成26年9月1日(月)～9月9日(火) 8泊9日		40人	平成26年7月17日
	A班=ハバロフスク、コムソモリスク、ピロビジャン、イズベストコーワヤ B班=イルクーツク、チタ			
4 マリアナ諸島	平成26年9月24日(水)～9月30日(火) 6泊7日		40人	平成26年8月9日
	A班=グアム島、サイパン島 B班=サイパン島、テニアン島			
5 東部ニューギニア(1次)	平成26年10月4日(土)～10月11日(土) 7泊8日		40人	平成26年8月20日
	A班=マダン、ウエワク、ポイキン、ブーツ B班=ポボンデッタ、ギルワ、ラエ、ウエワク			
6 トラック・パラオ諸島	平成26年10月11日(土)～10月18日(土) 7泊8日		40人	平成26年8月26日
	春島、夏島、秋島、水曜島及び環礁内洋上慰霊 パラオ本島、ペリリユー島及び環礁内洋上慰霊、メレヨン島(機上遙拝)			
7 ボルネオ・マレー半島	平成26年10月21日(火)～10月30日(水) 9泊10日		40人	平成26年9月6日
	A班=コタキナバル、ケニンゴウ、ミリ、ブルネイ、ラブアン、マレー半島 B班=シンガポール、バリクパパン、タラカン、タワウ			
8 フィリピン(1次)	平成26年11月4日(火)～11月11日(火) 7泊8日		120人	平成26年9月19日
	A班=マニラ及び東方山地			
	B班=コレヒドール島、バターン、クラーク、マニラ南方			
	C班=ルソン島北部(バギオ、クラーク)			
	D班=ルソン島北部(パレテ峠、ソラノ、キャンガン、オリオン峠)			
	E班=ネグロス島(バコロド)、ミンダナオ島(ダバオ、タモガン) F班=セブ島、レイテ島 (ブラウエン、リモン峠、カンギボット山方面、ピリアバ、オルモック)			
9 ソロモン諸島	平成26年11月15日(土)～11月22日(土) 7泊8日		20人	平成26年9月30日
	ガダルカナル島、ニュージョージア島(ムンダ)			
10 ミャンマー(1次)	平成26年11月27日(水)～12月6日(土) 9泊10日		60人	平成26年10月12日
	A班=ヤンゴン、ベゲー、トンゲー、モールメン			
	B班=ミートキーナ、マンダレー、メークテラ、バガン C班=ヤンゴン、マンダレー、カレミョー、サラワジ			
11 台湾・バシー海峡	平成27年2月5日(水)～2月11日(水) 6泊7日		15人	平成26年12月22日
台北、台中、高雄、墾丁				
12 東部ニューギニア(2次)	平成27年2月7日(土)～2月14日(土) 7泊8日		42人	平成26年12月22日
	A班=マダン、ハンサ、ウエワク B班=ラエ、フィンシュハーヘン(ガリ、キアリ等機上遙拝)、ウエワク			
13 ミャンマー・インド(2次)	平成27年2月12日(水)～2月21日(土) 9泊10日		60人	平成26年10月23日/インド 平成26年12月24日/ミャンマー
	A班=ベゲー、トンゲー、モールメン、サラワジ、ヤンゴン			
	B班=ミートキーナ、マンダレー、ヤンゴン C班=インパール、コヒマ			
14 フィリピン(2次)	平成27年3月4日(水)～3月11日(水) 7泊8日		120人	平成27年1月20日
	A班=マニラ及び東方山地			
	B班=コレヒドール島、バターン、クラーク、マニラ南方			
	C班=ルソン島北部(バギオ、クラーク)			
	D班=ルソン島北部(パレテ峠、ソラノ、キャンガン、オリオン峠)			
	E班=ネグロス島(バコロド)、ミンダナオ島(ダバオ、タモガン) F班=セブ島、レイテ島 (ブラウエン、リモン峠、カンギボット山方面、ピリアバ、オルモック)			
15 中国	平成27年3月20日(金)～3月28日(土) 8泊9日		80人	平成27年2月5日
	A班=北京、鄭州、太原 C班=上海、武漢、岳陽、長沙 B班=上海、南京、武漢 D班=広州、桂林、長沙			

◎他に特定地域として下記の3地域を行う予定です。

1 西部ニューギニア	平成27年1月19日(月)～1月28日(水) 9泊10日		36人	平成26年12月7日
	A班=ジャヤブラ、ゲニム、ピアク B班=ソロン、マノクワリ			
2 ビスマーク諸島	平成27年2月7日(土)～2月14日(土) 7泊8日		36人	平成26年12月22日
	A班=マヌス、カピエン、ラバウル B班=プカ島、ブーゲンビル島(ヌマヌマ)、ラバウル			
3 マーシャル・ギルバート諸島	平成27年3月14日(土)～3月22日(日) 8泊9日		36人	平成26年11月22日
	A班=クエゼリン、マジユロ B班=タラワ、マキン			

◎下記地域については、応募状況により機上遙拝等を実施する場合があります。

- ①西部ニューギニア(ワケダ島、ダンケン、トル川、サルミ)
- ②東部ニューギニア(ソナム、マルジップ、坂東川、アイタペ、山南方面)
- ③ビスマーク諸島(タロキナ、ブイン、ムグアイ)
- ④マーシャル・ギルバート諸島(ルオット、ウオッゼ、マロエラップ、ミレ、ヤルート)

戦没者遺児に対する慰霊の一環として、日本遺族会が政府の委託及び補助を受けて実施している「戦没者遺児による慰霊友好親善事業(遺児の巡拝)」の平成二十六年度事

業計画概要の詳細が発表されました。この事業は「一度は亡き父の戦没地を訪れ慰霊追悼をしたい」との戦没者遺児の願いを受けて平成三年から実施している

事業で、事業開始からこれまで全国の遺児一万三千人が参加しています。平成二十六年度は左表事業概要のとおり十五地域及び特定三地域を計画していますので、参加ご

希望の方は岡山県遺族連盟までお申し込み下さい。募集要項は次のとおりです。  
▼地域及び時期等実施計画概要参照。  
▼参加費 九万円

①集合場所までの移動にかかる国内交通費及び帰国時の宿泊費、渡航手続手数料等は別途個人負担。  
②参加費は燃料費・為替レート等の変動により値上げする場合があります。

①東京都内等に集合し、結団式及び渡航にかかる説明会を行います。  
②参加する地域における班の決定は日本遺族会が行います。

③実施地域や実施時期等は、相手国及び交通機関等の事情により変更・延期、または中止となる場合がありますので予めご了承願います。

# 厚生労働省主催 慰霊巡拝のご案内

このたび、厚生労働省主催による平成二十六年慰霊巡拝の事業概要が発表されました。関係地域のご遺族で参加希望の方は岡山県保健福祉課接

護班(電話〇八六一二二六―七三二〇/直通)までお申し込み下さい。  
▼実地地域・日程等  
事業概要表のとおり。

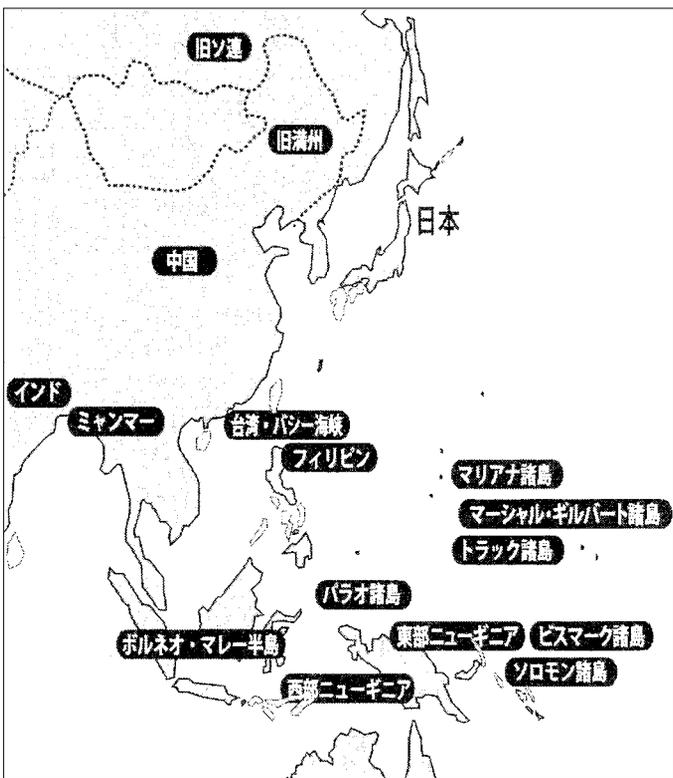
▼参加資格 実施地域における戦没者遺族(配偶者、子、兄弟姉妹)で、長途の旅行及び現地の氣候風土に耐えられる方。  
※初めての参加者が優先され、過去五年以内に本事業に参加された方は原則として再度の参加は認められません。(定員に満たない場合は参加が認められることもあります)  
※定員に満たない場合、自費参加に限り次の順位で参加が認められることがあります。  
① 参加する遺族がいな  
い戦没者の孫。  
② 参加する遺族(子・

兄弟姉妹)の配偶者。但し、夫婦での参加に限る。  
③ ①に該当しない孫。護班へ。

## 平成26年度慰霊巡拝事業概要

	実施地域	実施予定時期	実施期間	募集人員	申込締切	概算所要額(円)
1	アムール州	8月24日(日)~9月2日(火)	10日間	15名	5月23日(金)	240,000
2	ハバロフスク地方	8月31日(日)~9月9日(火)	10日間	15名	5月30日(金)	250,000
3	沿海地方	9月25日(木)~10月2日(木)	8日間	15名	6月20日(金)	200,000
4	カザフスタン共和国	10月7日(火)~10月16日(水)	10日間	15名	7月4日(金)	310,000
5	中国東北地区	9月2日(火)~9月9日(火)	8日間	10名	6月6日(金)	270,000
6	硫黄島(第1次)	7月8日(火)~7月9日(水)	2日間	100名	5月9日(金)	20,000
7	東部ニューギニア(1班) 東部ニューギニア(2班)	9月20日(土)~9月27日(土)	8日間	30名	6月20日(金)	370,000
8	硫黄島(第2次)	9月23日(火)~9月24日(水)	2日間	100名	6月16日(月)	20,000
9	インド	11月9日(日)~11月20日(水)	12日間	15名	7月11日(金)	330,000
10	マリアナ諸島	11月29日(土)~12月6日(土)	8日間	15名	8月29日(金)	230,000
11	トラック諸島	1月24日(土)~1月31日(土)	8日間	15名	10月24日(金)	280,000
12	フィリピン(1班) フィリピン(2班) フィリピン(3班)	2月18日(水)~2月27日(金)	10日間	60名	10月27日(月)	240,000
13	硫黄島(第3次)	2月24日(火)~2月25日(水)	2日間	100名	10月27日(月)	20,000
14	マーシャル諸島(1班) マーシャル諸島(2班)	3月7日(土)~3月15日(日)	9日間	20名	11月7日(金)	320,000

(注)実施時期、期間等は、相手国の都合等により変更することがあります。



## 亡き父、年老いた母とともに

岡山市東区神崎町  
森 勝子

幼い頃から父の温もりを知らず、「お父さんは星になって守ってくれてい

るよ」と聞かされ、遺影の父を見ながら育ちました。戦後何十年が私の年齢。この歳になって育ったなんておかしいですが、戦争はそれぞれの人生、そして幸せを奪って

父は大阪の朝日新聞社に勤務しておりました。その父が召集された

ため、私は母の実家の岡山へ戻って育ちました。父親のいない寂しさ一杯味わいましたが、くじけて母を悲しませてはいけません。今日まで明るく頑張ってきた。ご遺族、遺児の皆さんも同じ思いでしょう。私が成人を迎えたころ

が、母が父の遺品を見せられてきました。父の遺品が一杯詰まった奉公袋の中に、父から送られてきた手紙やハガキが何十通もありました。母宛のハガキには父の思いがびっしり書かれていました。

「生まれてくる子供は男の子でも女の子どちらでもよい。母子とも元気でいてくれ。頼んだぞ。」最後を覚悟した父から母へ。散って逝った父。享年二十七歳でした。国のために生まれて来た者の運

命(さだめ)か。情けないことだ」と、よく母が言っていたのを覚えています。

その奉公袋に戦死した父のことを詠んだ祖母の歌も残されていました。沖繩に散りし我が子叙勲を受け 永遠に輝く家門の誉れ―我が子を失った祖母の思いは父に届いたでしょうか。もう少し生きていたら、終戦を迎えることが出来たのに。残念です。

母は二、三回、沖繩へ父の慰霊に行っています。しかし、私はまだ一度も行っていない。何か父の眠る聖地を踏み付けるようで、自分に「沖繩が返還された時から父と同じ国に住んでいるのだから」と言い聞かせておられます。しかし、一度は沖繩に行つて大きな声で「お父さん」と呼んでみたい気持ちにもなります。これからは、戦中戦後を生きて抜いてきた年老いた母を大切に、頑張つて生き続けたいと思います。父が命を懸けて守ってくれたこの平和な日本

